四　一般第一種指定収容ルータ　第一種指定端末系交換等設備に該当するルータ（第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるものを除く。）であって、特定のパケットを識別する機能を提供するものをいう。

［五～六の三　略］

七　特別第一種指定収容ルータ　第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定収容ルータ又は第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータ以外のものをいう。

八　特別第一種指定ルータ　第一種指定端末系交換等設備又は第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定ルータ又は第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータ以外のものをいう。

九　ＳＩＰサーバ　電気通信事業法施行規則第二十三条の二第四項第三号の設備（第一種指定ワイヤレス固定電話用設備を除く。以下「制御等設備」という。）であって、メディアゲートウェイ又は一般第一種指定収容ルータと連携してインターネットプロトコルによりパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能を有するものをいう。

［九の二～十五　略］

第四条　法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

機能の区分		内容	対象設備
一　端末回線伝送機能	［略］		
	その他端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のもの、光信号伝送用の回線（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）及び第一種指定ワイヤレス固定電話用設備を除く。）により通信を伝送する機能（総合デジタル通信端末回線伝送機能を除く。）	［略］
［略］			

備考

［一～三　略］

四　一般第一種指定収容ルータ　第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、特定のパケットを識別する機能を提供するものをいう。

［五～六の三　同上］

七　特別第一種指定収容ルータ　第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定収容ルータ以外のものをいう。

八　特別第一種指定ルータ　第一種指定端末系交換等設備又は第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定ルータ以外のものをいう。

九　ＳＩＰサーバ　電気通信事業法施行規則第二十三条の二第四項第三号の設備（以下「制御等設備」という。）であって、メディアゲートウェイ又は一般第一種指定収容ルータと連携してインターネットプロトコルによりパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能を有するものをいう。

［九の二～十五　同上］

第四条　［同上］

機能の区分		内容	対象設備
一　端末回線伝送機能	［同上］		
	その他端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のもの及び光信号伝送用の回線（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）を除く。）により通信を伝送する機能（総合デジタル通信端末回線伝送機能を除く。）	［同上］
［同上］			

備考

［一～三　同上］